

11.定期積金規定(スーパー積金)

1. (掛金の払込み)

定期積金(以下、「この積金」といいます。)は、この証書または通帳、総合口座定期積金入金控記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書または通帳、総合口座定期積金入金控をお差出しください。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は証書または総合口座定期積金入金控の当該払込み記載を取消したうえ、お取扱店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払込の遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、証書または通帳、総合口座定期積金入金控記載の年利回(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、この証書または通帳、総合口座定期積金入金控記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中にこの証書または通帳、総合口座定期積金入金控記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日)までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするとき、および預金・積金共通規定第8条第3項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算しこの積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
 - A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの解約日における普通預金利率
 - B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの
約定年利回 \times 60% (小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)
 - ④ この計算の単位は1円とします。

6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書または通帳、総合口座定期積金入金控記載の利回に準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した

利息を支払います。

またこの預金には、本規定のほか、別途「預金・積金共通規定」が適用されるものとします。

以 上